

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例（平成5年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「積立額相当額を」を「積立額相当額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第6条の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

第4条中「並びに」を「及び」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第4条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金の一部を処分することができることとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。